

平成27年度鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成28年2月26日（金） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成27年度環境保全審議会」を開催させていただきます。
当審議会の開会にあたり、環境課長の東川よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成27年度鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

各関係団体、関係行政機関の職員の皆様におかれましては、本市環境行政にご支援いただき、重ねてお礼申し上げます。

地球温暖化の現状としましては、2015年11月30日から12月11日までフランス・パリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、通称COP21が開催され、2020年以降の温暖化対策の国際枠組み『パリ協定』

が正式に採択されました。合意されたパリ協定の内容は、全体目標として掲げられている「世界の平均気温上昇を2度未満に抑える（1.5度に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）」に向けて、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しました。

また、地域に目を向けますと、小さなことですが、グリーンカーテンプロジェクトや電気自動車の貸与を受けて公用車として利用している状況です。

2016年5月には伊勢志摩サミットがありますので、各国の首脳をはじめ、多くの方に訪れていただけたと思います。その中で、食の魅力や自然景観と共に、当市が環境にやさしい町だとアピールできればと思います。

本日の審議会では、4点の報告事項と1点の審議事項をご検討いただきます。

皆様の忌憚のないご意見を賜り、環境行政の発展に寄与したいと考えますので、よろしく願いいたします。

3. 鳥羽市環境保全審議会規則と委員名簿について〔事務局〕

本日の出席委員は、15名中11名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

次に「会長、副会長の選出」でございますが、鳥羽市環境保全審議会会則第4条第2項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかがお取り計らいさせていただきますでしょうか。

〔委員〕

事務局一任の声あり

〔事務局〕

それでは事務局より提案いたします。会長に古田委員、副会長に井本委員にお願いしたいと思います。それでは皆様の拍手で確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔委員〕

拍手

〔事務局〕

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

4. 報告事項

(1) 平成26年度鳥羽市環境保全審議会報告(資料1)

〔会長〕

それでは、事項書に従いまして議事を進めたいと思います。

3. 報告事項のうち「(1) 平成26年度鳥羽市環境保全審議会報告、(2) 平成27年度公害の種類別苦情件数」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

昨年、平成26年度鳥羽市環境保全審議会で報告と協議した内容をまとめ、会議録とさせていただきました。

内容的には、報告事項として、①連絡等で寄せられた典型7公害②鳥羽市地球温暖化防止実行計画(温室効果ガス排出量の報告、内部環境監査の報告)③海岸漂着物対策について報告し、これらについていただいたご意見、ご提案をまとめ、審議事項として、①「地球温暖化について」②「バイオマス事業について」の審議内容について明記させていただきました。

(2) 平成27年度公害の種類別苦情件数(資料2)

〔事務局〕

平成27年4月から平成28年1月の期間において、通報等があった事案を記載しております。典型7公害のうち大気汚染3件、水質汚濁5件、悪臭2件その他、後を絶たない不法投棄、犬猫関係等10件でした。

不法投棄等は、故意で行い、悪質なもののばかりであることから、撲滅に向け、引き続き、環境パトロールの強化や定期的な啓発活動を実施していく必要があります。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：菅島採石場の苦情はありませんか。

事務局：平成27年4月から平成28年1月までに苦情報告はありませんでした。

委員：昨年度にも連絡させていただきましたが、冬になると採石場の土埃がすごく飛んできます。環境に悪いのと思いますが、議題にあげないのででしょうか。

事務局：以前にも、職員が出向いて、砂埃が飛散しないように対応するように指導してきています。何もしていないということではないと思います。議題にはあげないのかということですが、今回はあがっていませんが、今後、苦情等の処理の中であがってくると思います。

委員：太陽光発電設備の工事等が進んでいると思いますが、パネルが飛ぶなどの苦情等があれば教えてください。

事務局：現在のところ苦情はありません。苦情があれば報告させていただきます。

委員：環境パトロールは今も行っていますか。

事務局：平成18年度から引き続いて、現在も行っております。

委員：近所で野焼きをされていて、臭い等で洗濯物も干せないのが困っています。

事務局：苦情等があれば、現場を確認しています。草等を燃やしている場合は違法ではないが、周辺の方が迷惑にならないよう配慮していただくようお願いしています。生活ごみについては違法ですので、野焼きを止めて適切に処理するよう指導しています。

(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について(資料3, 4)

〔会長〕

次に、3. 報告事項の「(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画、①平成26年度温室効果ガス排出量、②内部環境監査」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

① 平成26年度温室効果ガス排出量について(資料3)

平成26年度温室効果ガス排出量は5,197,658Kg、平成25年度と比較して、大幅に減少しています。

減少した要因としては、松尾町の清掃センターが平成25年度をもって供用停止となったことで、廃棄物の焼却や電気使用料が大きく減少しております。

今後も電気の使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み・未使用の部屋・トイレ・廊下・OA 機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底していきたいと考えています。

② 内部環境監査の報告について(資料4)

鳥羽市地球温暖化防止実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組み検

討などについて定期的に進行管理を実施していくことが重要であるため、平成28年2月2日～4日の3日間で内部環境監査を実施しました。

監査時には、各課の推進担当者に「エネルギー使用量集計表」「温室効果ガス排出量の比較と対策」「内部環境監査チェック表」を記入してもらい、「エネルギー使用量集計表」については、集計表を記入する際、前年度の同月と比較して、増加している場合はなぜ増加しているかなど点検した上で、その内容を朝礼で周知するよう指導しました。

また、毎月第2火曜日を「地球にやさしい日」として、市で取り組んでいますが、庁舎周辺のごみ拾いを最低一人年一回、今年度については伊勢志摩サミット100日前クリーンデーにも参加し、エコ通勤については、普段自動車通勤している人が、自転車・バスなどを利用し通勤すること、残業することによって電気代が発生するので、エコノミー残業デーには残業しないこと、昼休みの消灯については、窓口業務をしている課もありますが、入口の照明のみを点け、奥の照明を消すこと、エネルギーの年間使用量が、前年度より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するよう指導しました。

「内部環境監査チェック表」については、エネルギー使用量が順調に削減できていましたが、近年は頭打ち傾向になっています。特にパソコンの待機電力を削減するため、各課において、出張等で席を外す時は電源OFFかスリープモードにすることの他、スイッチ付のテーブルタップを購入し利用するよう指導し各課に周知をしました。

〔会長〕

委員の皆様、鳥羽市地球温暖化防止実行計画、内部環境監査について、何かご質問はございませんでしょうか。

委員：クリーンデーの参加についてですが、参加人数が増えるよう取り組んでいくとありますが、1年間で最低1人1回参加というのは少ないように思います。

事務局：毎月第2火曜日に行っていますが、参加する方がほとんど変わらないので多くの方に参加していただきたいと考えております。

委員：2月の伊勢志摩サミット100日前のクリーンデーは何名参加していますか。

事務局：129名です。ごみの回収量は70kgです。このような取組を行うことによって職員の意識向上に努めていきたいと思っております。また、今回は各課の課長が多く参加していただいたことによって多くの職員に参加していただきましたので、今後も周知等を行って取り組んでいきたいと思っております。

委員：電気自動車の充電スタンドは市内に何基ありますか。

事務局：市内に15基あります。

(4) 海岸漂着物対策について(資料5)

〔会長〕

次に、4. 報告事項の「(4) 海岸漂着物対策」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

平成25年度から平成26年度まで「三重県海岸漂着物地域対策推進事業」として、海岸漂着物等の回収・処理等に係る事業に対して、この補助金を活用し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、事業を実施してきましたが、平成26年度末に実施期限を迎えたことに伴い、平成27年度からは海岸漂着物等に加えて、漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業が追加され、新たに「三重県海岸漂着物等対策事業」として創設されました。当市においても、漂流・漂着・海底ごみ対策を推進し、海洋環境の保全を図るとともに、将来に亘って優れた景観を維持・保全することにより、観光等にとって欠かせない地域の美しく豊かな海と海岸の価値を一層高めるため、この補助金を活用し、事業を実施しました。

また、発生抑制対策や環境学習としては、まちなみ水族館の漂流・漂着物でアートを作るといった活動に対して鳥羽市として協力をしています。

いくら海岸を清掃しても奈佐の浜は一日で元に戻ってしまうという現状があり、なかなか問題の解決には繋がっていませんが、より現在の状況を情報発信して、東海三県や鳥羽の市民に知ってもらうことで、一人でもごみを捨てるよりも拾う人が増えるような町になるようにしたいと考えています。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：環境イベントに対して、補助金はどれだけでますか。

事務局：上限50万円で予算の1/2補助します。

委員：どういった方が対象になりますか。

事務局：市民や市の団体が対象となっています。

会長：漂流・漂着ごみには大変苦慮されていると思いますがどうですか。

委員：平成24年に奈佐の浜プロジェクトが立ち上がる前はボランティアの方はほとんどいませんでしたが、新聞で漂流・漂着ごみの記事が出てからは、毎年多くの方がボランティアに来て頂いて助かっております。

5. 審議事項

(1) 地球温暖化について(資料6)

〔会長〕

次に、5. 審議事項の「(1) 地球温暖化」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

初めに、温室効果ガスの排出量について説明をさせていただきます。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を策定した中で、平成20年度を基準年度に設定しました。平成20年度の温室効果ガス排出量は253.2千トンCO₂で、平成21年度は254.3千トンCO₂、平成22年度は251.6千トンCO₂、平成23年度は262.2千トンCO₂となっており、特に平成23年度は基準年度である平成20年度と比べると大幅に増えています。しかしこれは数値の算出方法が、温暖化策定マニュアルで国、県、当市の排出量の数値をあてはめて算出するというものなので、当市の数値は減っても、国や県の数値が上がると、それに比例した数値が算出されます。

市の取り組みとして、今までみどりのカーテンプロジェクトとしてゴーヤの苗を公共施設のみに配っていましたが、平成27年度からは市民の方も対象としてプロジェクトを推進しました。

次に平成27年度の鳥羽市地球温暖化防止実行計画において、公共施設にみどりのカーテンプロジェクトの結果報告をします。期間は平成26年の4月から5月にかけてリサイクルパークで「ゴーヤの苗」を栽培し、5月下旬に各幼稚園や保育所、小中学校や公共施設に配布しました。参加施設として報告をいただいたのは、かもめ幼稚園、答志保育所、桃取保育所、鏡浦中学校、加茂中学校、市民文化会館(環境課)の6施設、肥料に関してはリサイクルパークで作っている生ごみ堆肥を使用しました。

続いて、平成27年度の「みどりのカーテンプロジェクト(案)」について説明します。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を策定したことにより、地球温暖化防止活動の一環として、ご家庭での「みどりのカーテン」設置を推進するため、市民のみなさんにゴーヤの苗を配布します。また引き続き、小中学校、幼稚園、保育所、公共施設などへも配布します。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：温室効果ガスの排出量の件で、鳥羽市は人口が減っているのに排出量が増えているのは納得いきません。国や県が増加しているからという説明だったと思いますが、計算方法を教えてください。

事務局：県内における家庭の二酸化炭素排出量から三重県の世帯数で割り、鳥羽市の世帯数を掛けて、二酸化炭素に換算するというものです。本来はコンサルなどに委託すると正確な数値が分かるのですが、今回は環境省の簡易キットを使って数字を割り出しました。数字を出して終わりではなく、各事業者や個人に対して具体的にどうすればいいかということで、少しでも取り組んでもらうために今回、市民にゴーヤの苗の無料配布することになりました。

会 長：ずいぶん前になるとと思いますが、各家庭でこうすれば省エネになるというようなものが広報とばに掲載されていたと思いますが。

委 員：この計画を平成26年10月に施行した際に、計画の概要版を各家庭に配布しました。その前にも広報とばに省エネの記事を掲載させていただきました。

会 長：配布した後、どのような結果がでたかが重要ではないですか。

事務局：今回のゴーヤの苗配布の際に、一緒に環境家計簿を配布する予定です。これを小まめにつけてもらおうと家庭で経費やCO2がどれだけ削減できたか分かる簡単な表になるので、提出してもらうことで結果がわかると思います。

会 長：環境家計簿をつければ市民の方のモチベーションも上がると思います。

委 員：提出してもらった環境家計簿や写真はどのように利用しますか。

事務局：広報やHPに掲載する予定です。情報のフィードバックはしたいと考えています。

委 員：例えば、ゴーヤを立派に育てた人や環境家計簿をつけることで経費を多く削減できた人に対して、表彰するとか冬の花の種を贈るなど景品などがあればやる気も出てよいと思います。

会 長：幼稚園にも配布するとのことでしたが、グリーンカーテンをしたことで電気使用料がどれだけ減ったかなど分かるようになればよいと思います。

事務局：幼稚園・保育所などの小さいお子さんにとって植物を育てるというのは貴重な経験になると思うので重点的にやりたいと思います。

委 員：ゴーヤの苗を配布する際に、生ごみ堆肥も渡していますか。

事務局：公共施設への配布の際はリサイクルパークで作った生ごみ堆肥を渡しています。市民の方への配布の際も、生ごみ堆肥のアピールにもなるので、できればセットで渡したいと思います。

委 員：ゴーヤではなくメロンでも同じようなグリーンカーテンが作れると聞きました。知り合いの子供はゴーヤが苦手なので、代わりにメロンでグリーンカーテンを作ろうとしたら、とても熱心に水やりをするよう

になりました。ゴーヤを嫌いな子供は多いので、子供のいる家庭にはメロンの苗を配布することも考えてみてはどうでしょうか。

事務局：検討します。

(2) バイオマス事業について（資料7）

〔会長〕

次に、5. 審議事項の「(2) バイオマス事業」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

現在鳥羽市バイオマス発電等導入検討調査業務を事業者に委託しており、委託期間平成27年3月末までということと予定しております。鳥羽市は年間200万人を超える宿泊客を迎える観光地です。その関係上、県内の他の市や町では事業系ごみが全体のごみ量に占める割合が平均3割程度であるのに対して、鳥羽市は6割が事業系ごみとなっており、家庭ごみの方が少ないという状況です。家庭でごみの減量をいくらがんばったところで、事業系ごみを減らしていかない限り、全体のごみ量としては中々減っていかないということです。また、農水商工課が薪ストーブの事業をやっており、間伐材を切り出して、薪にして無料で配布をするということをやっていますが、薪ストーブ用として利用する以外にもバイオマスとして、熱利用などで使えないかということを検討したいと思います。それから先ほど海岸漂着ゴミが非常に多いという説明がありましたが、その中でも流木や葦などについては、技術的な問題をクリアすれば、これらを利用することでバイオマスとして活用できる可能性はあるのではないかと考えています。

生ごみ、間伐材、海岸漂着流木、これら3点を対象としたバイオマス利活用の資源量の調査、初期投入費用の調査、それからバイオマス化するための技術的な動向の調査等を進めていきたいと考えています。業務内容としては、

①利用可能量調査及び対象とするバイオマスの選定

これは先ほど説明させていただいたものです。

②関係者へのヒアリング調査の実施

間伐材の関係では農水商工課と密接な関係があり、また宿泊施設の関係であれば観光課との連携を図っていくことと、実際に技術を持っている事業者への引き取りに関しても実施していきたいと思います。

③導入可能性簡易FS調査の実施

生ごみ、間伐材、海岸漂着流木の3項目の排出から利用までのフローについての検討してもらうということと各事業毎に初期費用や維持管理費用がどれだけかかるのか、二酸化炭素の削減効果がどの程度あるのか、事業として採算性

を持たせて持続可能なものとするためにこういった課題があるのか、というようになことを調査していきたいと思っています。

④導入に関する計画策定業務

③で調査した結果をもとに計画を策定します。

平成27年3月末に業務が完了次第、その結果を踏まえ、今後当市がバイオマスにどのように取り組んでいくかの方向性を決め、平成27年度以降どのようにしていくか決めていきたいと考えています。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：バイオマス発電とありましたがこれは売電するのでしょうか。

事務局：生ごみを利用したものについては売電になります。ただし間伐材などを利用した木質バイオマスについては、鳥羽市では単独の発電所を作るだけの資源量がないことは分かっているので、発電して売電するのではなく、熱利用の方向で事業として成り立たせたいと考えています。

委員：流木の利用については塩を含んでいても利用できますか。

事務局：専門家によって話が違っていて、使えないという人もいれば、塩を含んでいるのは表面だけなので乾燥させれば使えるという人もいます。その件も含めて今回の調査で明らかにしたいと思います。

委員：以前業者に流木をチップにしてほしいと頼んだら、石を含んでいるという理由で断られました。塩だけじゃなく石を含んでいるのも問題ではないでしょうか。

事務局：流木は多額の費用を負担して処理しているのが現状なので、なんとか処理費用だけでも賄えないか考えたいと思います。

会長：鳥羽市は人口が減っているのに、バイオマス発電ができるほど生ごみは出ますか。

事務局：事業所から出る量が多いので、家庭から出る生ごみを含めなくても十分な量があります。家庭から出る生ごみについてもできたらいいと思いますが、リサイクルパークで堆肥化事業を行っているのでそちらも推進していきたいと思っています。

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

〔事務局〕

本日の貴重なご意見等につきましては、今後の環境行政に反映させていただきたいと思っております。ありがとうございました。